８．事業主が法第２条第７項第２号に掲げる業務を担当する企業型年金加入者等に対して行った運用の方法に係る情報提供の内容

運用の方法名	運用の方法の種類	情報提供の内容の概要	情報提供の回数

（備考）
１．「運用の方法名」は、各運用商品名を記載すること。
２．「運用の方法名」は、運用の方法が法第23条の２第２項に規定する指定運用方法の場合、その冒頭に「【指定】」と記載すること。
３．「運用の方法の種類」は、令第15条第１項の表の中欄に掲げる区分に応じて記載すること。
４．「情報提供の内容の概要」は、報告者が選定及び提示した運用の方法ごとに企業型年金加入者等に対して行った情報提供の内容を簡潔に記載すること。
５．「情報提供の回数」は、当該事業年度において、企業型年金加入者等に対し情報提供を行った回数を記載すること。

９．指定運用方法の選定状況

①指定運用方法を加入者に提示している	
②当該指定運用方法の名称	
③当該指定運用方法の運用の方法の種類	
④当該指定運用方法を選定した年度	
⑤今年度末日に指定運用方法が適用されている人数	
⑥⑤の者に係る当該指定運用方法の個人別管理資産の残高	

（備考）
１．①は、該当する場合に○印を記載すること。
２．②～⑥は、①で指定運用方法を提示している場合にのみ記載すること。
３．②は、指定運用方法として選定された運用商品名を記載すること。
４．③は、令第15条第１項の表の中欄に掲げる区分に応じて記載すること。
５．法第２条第７項第２号に掲げる業務を担当する確定拠出年金運営管理機関は、当該事業年度内に指定運用方法を選定又は変更した場合には、新たに選定した指定運用方法の選定理由を記載した書面を21の次に添付すること。選定理由は、法第23条の２第２項の指定運用方法の基準を踏まえ、令第６条第８項ロの協議の結果を尊重した上で当該指定運用方法を選定したことがわかる内容を記載すること。